

沖縄県介護保険 広域連合だより

～1に健康、2に助け合い～

2003/3/25

みんなで支え合う介護保険

34市町村の広域連合



● 沖縄県介護保険広域連合 ●

〒904-0197 沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2 TEL.098-921-7800 (代表)
ホームページ <http://www.okinawa-kouiki.jp/> E-mail info@okinawa-kouiki.jp

各課の電話番号は下記のとおりです！

総務課/098-921-7801 給付課/098-921-7803 出納室/098-921-7805
業務課/098-921-7802 認定課/098-921-7804
FAX/098-921-7806/098-921-7807

・北部調査認定事務所 〒905-0017 名護市大中2丁目12番3号 TEL.098-921-7880
・中部調査認定事務所 〒904-0197 北谷町北谷2丁目6番地2 TEL.098-921-7591
・南部調査認定事務所 〒901-0243 豊見城市字上田561番地 TEL.098-921-7881

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料



決めたかた

保険料の額は、所得に応じて次の5段階のいずれかに決まります。所得の低い人の負担が重ならないよう、配慮されています。

★平成15年度分から、第4段階と第5段階の境界となる基準所得が250万円から200万円に変わりました。

〈基準月額〉

段階	対象者	第1ランク地域の市町村の保険料額	第2ランク地域の市町村の保険料額	第3ランク地域の市町村の保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の場合など	1,608円	2,167円	2,617円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の場合など	2,417円	3,250円	3,917円
第3段階	・世帯のだれかに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の場合など	3,217円	4,333円	5,225円
第4段階	・本人住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合など	4,025円	5,417円	6,533円
第5段階	・本人住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合	4,825円	6,500円	7,842円



納めたかた

保険料の納めかたは、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2つに分かれます。どちらの納めかたになるかは、老齢・退職（基礎）年金の受給額などで決まります。

特別徴収

老齢・退職（基礎）年金から天引き

【対象者】

- 老齢・退職（基礎）年金が年額18万円（月額1万5,000円）以上の人

【納めかた】

偶数月に支払われる年金から、2か月分の介護保険料があらかじめ天引きされます。

●仮徴収と本徴収

4月	仮徴収	前年度の所得などをもとに本年度の年額保険料が確定します。その年額保険料が確定するまでの期間は暫定的に、前年度2月分の保険料と同じ金額で納めていただきます。
6月		
8月		
10月	本徴収	決定した年間の保険料から、仮徴収分を差し引いた残額を10月、12月、2月の3期にわけて納めます。そのため、今回見直された保険料の年間差額分も半期に振り分けて納めることになります。
12月		
2月		

普通徴収

納付書による納付

【対象者】

- 年度の途中で65歳になった人
- 年度の途中で他の市町村から転入した人
- 年度の途中で所得段階が変わった人
- 年度の初め（4月1日）には年金を受給していなかった人

【納めかた】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

●便利な口座振替で納め忘れなし！

「時間がなくて…」 「つい忘れて…」 そんな人におすすめなのが口座振替です。保険料は金融機関などから自動的に振り替えられるため、納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

指定の金融機関などに、通帳扉出印、通帳、納付書を持参して窓口で申し込んでください。

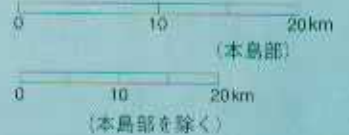
納期は7月（第1期）～翌年3月（第9期）となります。

保険料(基準月額)確認MAP

市町村により介護保険料の基準月額が異なります。
あなたの住んでいる市町村は3ランクのうちどれでしょう？



- 第1ランク地域
- 第2ランク地域
- 第3ランク地域
- 非加入地域



保険料3ランク区分

第1 ランク地域	基準月額 3,217円 (7町村)	玉城村 渡嘉敷村 座間味村 南大東村 北大東村 伊平屋村 久米島町
第2 ランク地域	基準月額 4,333円 (11町村)	大宜味村 東村 宜野座村 金武町 恩納村 伊江村 勝連町 北中城村 具志頭村 知念村 佐敷町
第3 ランク地域	基準月額 5,225円 (16市町村)	豊見城市 国頭村 今帰仁村 本部町 与那城町 読谷村 嘉手納町 北谷町 中城村 東風平町 与那原町 大里村 南風原町 粟国村 渡名喜村 伊是名村

納めた保険料は介護サービスを提供するための費用にあてられます

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と公費が財源で、費用の原則1割を負担すれば、サービスを利用できるしくみとなっています。

介護保険の財源

みなさんの納める保険料が、こんなサービスに使われます。



●在宅サービス

訪問介護



訪問入浴介護



日帰り介護 短期入所介護

住宅改修費の補助



◆施設サービス

施設への入所



訪問看護



福祉用具の貸与・購入費の補助



など

保険料を滞納すると

現在サービスを利用している人は、一時的にサービスが利用できなくなることがあります

- 1年以上滞納すると、サービスの費用をいったん全額支払わないと介護サービスが利用できなくなります。あとで申請して保険給付分(9割)を払い戻してもらうことになります。
- 1年半以上滞納すると、介護サービスの一部または全部が一時差し止められます。

いずれサービスを利用するときに給付制限をうけます

- 2年以上滞納すると、これまで滞納した保険料を納めることができなくなります。そして、いざ介護保険のサービスを利用することになったとき、未納期間の長さによって下記の給付制限(介護サービスの利用限度)をうけることになります。

【給付制限の内容】

- 利用者負担の割合が通常の1割から3割に引き上げられます。
- 一定の負担額を超えた場合の払い戻し(高額介護サービス費の支給)が受けられなくなります。

※災害などの事情で保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の減額や徴収を猶予されることがあります。くわしくは市町村担当窓口までお問い合わせください。